

大情審答申第 448 号
平成 30 年 3 月 28 日

大阪市長 吉村 洋文 様

大阪市情報公開審査会
会長 上田 健介

答申書

大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号。以下「条例」という。）第17条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から平成28年8月29日付け大福祉第1693号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

実施機関は、実施機関が行った平成28年7月25日付け大福祉第1306号による不存在による非公開決定を取り消し、大阪市公文書管理条例（平成18年大阪市条例第15号。以下「管理条例」という。）を特定した上で、改めて公開決定等すべきである。

第2 審査請求に至る経過

1 公開請求

審査請求人は、平成28年7月11日、条例第5条に基づき、実施機関に対し、「H28. 5. 10 付大福祉第1062号不存在決定にある『現在…行っているが、H23年10月以前はその決裁を行っていなかった…』とある。①現在決裁を行っている根拠規定。と②H23. 10 以前決裁を行っていない根拠規定。」の公開を求める旨の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る公文書（以下「本件文書」という。）を保有していない理由を次のとおり付した上で、条例第10条第2項に基づき、本件決定を行った。

記

大阪市社会福祉会審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会の身体障がい者手帳認定結果を区に通知する際の決裁行為に関する公文書については作成しておらず、実際に存在しないため。

3 審査請求

審査請求人は、平成28年8月2日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行

政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条第 1 号に基づき、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 根拠規定を公開請求したが、根拠規定の有無にまったく説明せず、請求していないものを非開示としている。
- 2 請求した根拠規定を意図的に隠ぺいした悪質な対応である。

第 4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 審査請求人は、福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター（以下「リハビリテーションセンター」という。）から区役所へ送付された身体障がい者診断書審査決定通知書（以下「審査決定通知書」という。）の送付に対して平成 23 年 10 月まで決裁を行っていなかったこと及び平成 23 年 11 月以降に決裁を行っている根拠規定の公開を求めている。
- 2 審査決定通知書を各区役所へ送付するに当たって、平成 23 年 10 月以前については、審査決定通知書の送付が大阪市社会福祉審議会の身体障害者福祉専門分科会審査部会における認定結果の連絡に過ぎず、公文書の作成が求められない「事案が軽微なもの」（管理条例第 4 条第 1 項ただし書）であると考えており、審査決定通知書の送付に当たって決裁文書を作成していなかった。
- 3 しかしながら、実施機関において検討を行った結果、審査決定通知書の送付は「事案が軽微なもの」であるとは言えず、決裁を行うべきと認識を改め、平成 23 年 11 月以降、審査決定通知書を区役所へ送付するに当たっては決裁文書を作成しているが、平成 23 年 10 月まで決裁を行っていなかったこと及び平成 23 年 11 月以降に決裁を行うこととした根拠規定については作成していないことから、本件決定を行った。

第 5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第 1 条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第 3 条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

2 争点

本件審査請求における争点は、本件文書の存否である。

3 本件文書の存否について

(1) 本件文書は、リハビリテーションセンターが区役所へ審査決定通知書を送付するに際して、平成 23 年 10 月まで決裁を行っていなかったことの根拠規定及び平成 23 年 11 月以降は決裁を行っていることの根拠規定である。

(2) 本件文書の存否について実施機関に確認したところ、次のとおりであった。

ア 平成 23 年 10 月以前は、審査決定通知書の送付が、管理条例第 4 条第 1 項ただし書に規定する「事案が軽微なもの」に該当し、公文書の作成が求められないものであると解していたことから、審査決定通知書の送付に係る決裁文書を作成していなかった。

イ 平成 23 年 11 月以降は、上記アの認識を改め、審査決定通知書の送付に係る決裁文書を作成することとしている。

ウ 以上のとおり、実施機関は、管理条例に照らし上記アから上記イへと認識を改めた。

エ 実施機関は、本件請求の趣旨を、審査決定通知書の送付に係る決裁文書を平成 23 年 10 月まで作成していなかったこと及び平成 23 年 11 月以降作成していることそのものについて福祉局が作成した根拠規定を求めるものであると解したが、福祉局ではそのような根拠規定は作成していないことから本件決定を行った。

(3) 福祉局では根拠規定は作成していないとする実施機関の主張は首肯し得るものである。しかし、本件請求に係る公開請求書の「請求する公文書の件名又は内容」欄の記載を踏まえると、本件請求の趣旨は福祉局が作成した根拠規定のみを求めているものではないものとも解され、その場合には、管理条例を本件請求に係る公文書として特定すべきであったのではないかと解される。

そこで、当審査会から審査請求人に、本件請求の趣旨について改めて書面により確認したところ、「リハビリテーションセンターが区役所へ身体障がい者診断書審査決定通知書を送付する際の決裁について、『福祉局が作成した根拠規定』に限らず根拠規定を求めている。」とのことであった。

以上を踏まえると、管理条例を本件請求に係る公文書として特定すべきであったと認められる。

4 結論

以上により、第 1 記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 上田 健介、委員 岡田 さなゑ、委員 久末 弥生

(参考) 答申に至る経過

平成 28 年度諮問受理第 24 号

年 月 日	経 過
-------	-----

平成 28 年 8 月 29 日	諮問書の受理
平成 28 年 12 月 6 日	調査審議
平成 28 年 12 月 9 日	調査審議
平成 29 年 1 月 23 日	調査審議
平成 29 年 2 月 2 日	調査審議
平成 29 年 2 月 22 日	調査審議
平成 29 年 3 月 10 日	調査審議
平成 28 年 3 月 22 日	実施機関からの意見書の収受
平成 29 年 5 月 19 日	調査審議
平成 29 年 6 月 7 日	調査審議（実施機関の陳述）
平成 29 年 7 月 10 日	調査審議
平成 29 年 10 月 11 日	調査審議（審査請求人の口頭意見陳述）、審査請求人からの意見書の収受
平成 29 年 11 月 7 日	調査審議
平成 29 年 12 月 8 日	調査審議
平成 30 年 1 月 12 日	調査審議
平成 30 年 2 月 9 日	調査審議
平成 30 年 3 月 2 日	調査審議
平成 30 年 3 月 28 日	答申